

障害を有する年少女子の死亡逸失利益の算定

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 2 月 27 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 494 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 請求一部認容

【参 照 法 令】 民法 709 条・715 条、自動車損害賠償保障法

【掲 載 誌】 自保ジャーナル 2138 号 19 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25572740

新潟大学准教授 岩寄勝成

事実の概要

被告会社 Y₂ の従業員である被告 Y₁ が Y₂ の業務の執行中に小型特殊自動車（以下、「被告車」という。）を運転していたところ、てんかんの発作によって意識喪失の状態に陥ることで、被告車を歩道に向けて暴走させてしまった。その結果、歩道を歩行していた被害者 A に衝突し、A は死亡するに至った（以下、「本件事故」という。）。被害者 A は本件事故当時、11 歳の女性で先天性の両側感音性難聴があったため、B 聴覚支援学校（以下、「本件支援学校」という。）の小学部 5 年に通学していた。本件事故は、A が本件支援学校からの下校中に発生したものである。そこで A の両親らが原告となって、本件事故によって A に発生した損害、および、A の両親らに発生した固有の損害について、Y₁ に対しては民法 709 条に基づいて、Y₂ に対しては民法 715 条に基づいて、損害賠償請求を行った（以下、「本件」という。）。なお Y₁ は、てんかんの影響で自動車運転中に発作で意識障害に陥るおそれがある状態であったため、自動車の運転を差し控えるべき注意義務があったが、これを怠ったという点に過失があったこと、そして Y₁ は本件事故当時、Y₂ の従業員であり、その業務の執行として被告車を運転していたことが認定されている。

本件において原告は、A に感音性難聴があったとしても、死亡時 11 歳の年少者で将来について

様々な可能性を有していたこと等から、賃金センサス平成 30 年の全労働者平均賃金 497 万 2000 円を基礎収入として逸失利益は算出されるべきと主張した。これに対して被告らは、A の基礎収入の認定にあたっては、A には労働能力喪失率 92% と評価される既存障害があったこと、また、A の聴力が自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）施行令別表第 2 における 4 級に該当すべき程度のものであるため、4 級の労働能力喪失率である 92% が斟酌されるべきであると主張した。また、A には重度の聴覚障害があるため、学力の獲得に困難を伴うことを理由に、大学等に進学できる学力を獲得することが困難であることから、平成 30 年の聴覚障害者（男女計）の平均賃金 294 万 7000 円を基礎収入とすべきであるとも主張した。

判決の要旨

大阪地裁は、A が補聴器を装着することで、口話でコミュニケーションをとることが可能であったため、A の聴力障害と労働能力に影響しないという旨の原告の主張について、A が 3 級の身体障害者手帳を受けていたこと、大阪市立総合医療センターでの聴力検査で、自賠法別表第 2 の 4 級に該当する程度であるということなどから、A の聴力障害は慣れた環境では自賠法別表第 2 における 4 級に相当する障害よりも軽い程度のもの

であると認められるものの、労働能力に影響がない程度のものであったということとはできない、とした。

また、Aの大学等への進学率と聴覚障害者の平均収入という被告が主張した点については、手話通話の導入等により充実した教育を受けることで、大学等への進学率は増加し、平均収入も増加することは十分予測できるとして、Aの基礎収入は賃金センサス平成30年の全労働者平均賃金497万2000円の85%に相当する422万6200円とするのが相当である、とした（以下、「本判決」という。）。

判例の解説

一 本判決の位置付けと特徴

本件における論点は2つある。1つは、年少女子が死亡した場合に、その逸失利益の算定基準がどこに設定されるべきかという点、もう1つは、事故で死亡した障害者の逸失利益の算定をいかに行うべきかという点である。

民法709条や715条に基づく損害賠償請求における「損害」については、いわゆる差額説¹⁾が通説・判例（最判昭39・1・28民集18巻1号136頁）を形成し、この差額説に基づいて損害額を算定するにあたり通説・判例は、治療費、交通費など様々な損害項目を立てて、その項目ごとの金額を積算することで差額である損害額を算出するとしている。いわゆる「個別損害項目積み上げ方式」である。さらに通説・判例（最判平9・1・28民集51巻1号78頁）は、差額計算をする場合、権利侵害を具体的に受けた被害者を基準に算出する、いわゆる「具体的損害計算方式」を原則として採用している。この具体的損害計算方式を基礎にして考える場合に問題になってくるのが、被害者に具体的な収入がない場合である。この点について裁判所は、被害者が提出するあらゆる証拠資料に基づき、経験則とその良識を十分に活用して、できるだけ蓋然性のある金額を算出するように努め、その算出額に疑いがもたれる場合には、被害者にとって「控え目な算定」をするとして、被害者救済と損失の公平な分担という損害賠償制度の理念とのバランスを図ろうとしている（最判昭

39・6・24民集18巻5号874頁）。

1 年少女子の逸失利益の算定

この具体的な収入のない被害者の場合の1つとして年少女子があるが、その逸失利益について裁判所は、全労働者の平均賃金を基準に算定されている（東京高判平13・8・20判時1757号38頁など）。この理由として、未就労年少者の逸失利益に、男女の性の違いで差異を設けることは、多様な発展可能性を性により差別することになり、それは個人の尊厳ないし男女平等の理念に照らして妥当ではないから、としている。本判決も、以上の判断枠組みの中で、被害者の逸失利益を算出しているものと評価できる。

2 障害者の逸失利益の算定

他方、障害を有する年少者の逸失利益の算定については、これまでのところ最高裁判決はないが、逸失利益を否定する裁判例（東京地判平2・6・11判時1368号82頁、大分地判平16・7・29判タ1200号165頁など）と、逸失利益を何等かの基準に基づいて算定した裁判例（障害者が居住する地域における作業所の平均賃金を前提にして算定した横浜地判平4・3・5判タ789号213頁、不法行為時における最低賃金を基準に逸失利益を算定した青森地判平21・12・25判時2074号113頁など）に大きく分類することができる。その理由付けとして、否定される場合には、被害者の障害の程度や重大性などを根拠にして、事故後の将来においても稼働可能性が認められないという点が指摘されている場合が多い。他方、肯定される場合には、被害者に認められる障害の程度が重度のものではないことから、事故後の将来においても稼働可能性が少なからず認められる、とされている場合が多い。本判決の場合、被害者の障害の程度は重度のものではないため、社会や学習環境の改善から大卒資格を有する蓋然性があるとして、全労働者の平均賃金をベースに逸失利益が算定され、そのうえで、障害による労働能力の喪失率分を割り引くという方法が採用されている。

二 年少女子の逸失利益について

まず、年少女子の逸失利益についてだが、それ

までの裁判例の流れを大きく変えたとされる東京高裁判決以降²⁾、下級審判決では、全労働者の平均賃金を基準に逸失利益を算定する方法が採用されている。しかし、年少男子の場合には、男子労働者の平均賃金が基準とされているため、依然、女子の場合との格差は解消されているわけではない。

ところで、平均賃金を示す賃金センサスというデータは、最新の労働市場での評価を反映すべく改正されているが、そもそもその労働市場とは、女性労働力という要素が含まれていない男性中心で形成されたものである。そのような労働市場での評価基準に基づいて男女の稼働能力には差があると説明することに説得力があるとはいえない。稼働能力に基づいて算定するというのであれば、被害を受けた一人の人間として、男女の区別なく、逸失利益は算出されるべきである。過去の裁判例の中には、この被害者救済と損害の公平な分担という理念を実現するために、年少男子の場合も全労働者の平均賃金を基準に逸失利益を算定している事例も見受けられる³⁾。全労働者の平均賃金を基準に算定すると年少男子にとっては不利益変更になってしまうが、そもそも男女の間で稼働能力に格差がないことを想定すれば、男子労働者の平均賃金に基づいて年少女子の逸失利益を算定するという考え方も十分に成立しうるものと思われる⁴⁾。

三 障害者の逸失利益について

1 問題点

障害者の逸失利益を算定する場合、将来十分な稼働が期待できないという事情があることが、その算定基準のあり方に関する問題を悩ましいものになっている。このため、昭和初期の頃は、被害者に障害が認められる場合には、その被害者が逸失利益を請求しても認められない、とする裁判例も多かったという指摘がある⁵⁾。

しかし、障害者を取り巻く社会・労働環境などに進展がある、あるいは、将来においてさらなる進展が見込まれるという現在の状況から、下級審判決が採用する算定方法にバラつきはあるが、一の2でも指摘したような逸失利益の算定方法が採用されるようになっている。本判決もその裁判例

の1つとして位置付けられるが、全労働者の平均賃金に基づいて算定するという本判決の内容には、人間の価値の平等性を維持するという理念⁶⁾の反映が感じられ、高く評価されるものといえる。だが、難聴であることを理由に、その生命体の労働能力が十分ではないとして、逸失利益を減額している点については疑問が残る。稼働能力を前提に逸失利益を算定するとすれば、この減額作業は当然といえるのであろうが、被害者に障害があるという偶然性によって加害者の賠償責任の大きさが左右されることになる算定方法には問題が残っているように思われる。稼働能力を前提に逸失利益を算定するという考え方そのものに限界があるのかもしれない。

また、本件の場合の被害者は、必ずしも障害の程度が重度のものであるとはいえない状況であった。このため、本判決で採用された算定基準の射程が、重度の障害者が被害者である場合にも及んでいるかについては不明である。例えば、脳性麻痺や脳障害による知的障害を有する重度障害者の逸失利益が否定されている裁判例（千葉地松戸支判平4・3・25判タ792号131頁、大分地判平16・7・29判タ1200号165頁）があるが、概してその理由付けをまとめると、被害者の障害の程度の重大さが斟酌されて、将来における稼働可能性が否定的に理解されているから、といえる。しかし、重度障害者の将来における稼働可能性を否定的に考えるのであれば、年少健常者の場合にも、将来普通に仕事をせず平均的な賃金を稼ぐことができない者などを想定することも十分にできよう⁷⁾。そのように考えれば、健常者であっても、重度の障害者であっても、将来が不確定であることに違いはないはずである。しかも、加害者による加害行為によって被害者が損害を被ったという場合に、その被害者が健常者であるか、障害者であるかによって、加害行為に対する賠償責任の大きさに違いが生じると考えることにも、やはり説得力があるとはいえない。

過去に西原道雄教授が、人間の平等や個人の尊重という精神から、健常者にも障害者にも一定額を平等に与えられるべきと主張されているが⁸⁾、おそらくこの点について異論はないものと思われる。ただ、その一定額とは一体いくらなのか、こ

の具体的な数値を示すというところに最も困難な問題点がある。この点をクリアすべく下級審を中心に様々な判決が示されているが、逸失利益算定につき稼働能力を前提にしている限り、この西原教授の指摘した問題解決の着地点を見出すことは難しいのではないと思われる。

2 解決の方向性

では、どのように考えることが可能なのか。非常に難しい問題であり、具体案を提示することはできないが、生命があることを前提に我々が「生活環境」から享受している様々な利益を、加害行為によって喪失したこと、それをもって逸失利益として把握するという方向での検討が必要なのではないかと考えている。この点については、淡路剛久教授が指摘する「普通なみの生活を保障」する賠償額が認められるべきとする指摘が大いに参考になる⁹⁾。淡路教授はさらに、その普通なみの生活について、生活保障レベルとして、平均賃金をもって評価するとしている¹⁰⁾。本判決では生活保障という思想が言及されているわけではないが、同じ発想を見出すことができるように思われる。差額説的な固定観念で障害者の逸失利益を評価するのではなく、人間の価値の平等性に軸足を置きつつ、逸失利益を算定するという死傷損害説¹¹⁾的な発想が本判決には見られるが、このような発想に基づく逸失利益の算定が、重度障害者の場合にも採用されるようになるのを期待したい。

●—注

- 1) 差額説とは、不法行為がなければ被害者が置かれるであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額をもって損害とする見解である。
- 2) 東京高判平 13・8・20 判時 1757 号 38 頁。
- 3) 横浜地判平 12・6・5 自保ジ 1363 号 3 頁、神戸地判平 13・3・9 交民集 34 巻 2 号 363 頁なども、全労働者の平均賃金をもとに逸失利益を算定している。
- 4) 具体的な裁判例は見当たらなかったが、山口純夫「逸失利益の算定と家事労働の評価」判タ 649 号（1987 年）108 頁、鍛冶千鶴子「男女間格差の問題」交通法研究 10 = 11 合併号（1982 年）109 頁などで言及されている。
- 5) 千種達夫「生命・身体侵害による損害賠償とその額」自正 26 巻 5 号（1975 年）7 頁。

- 6) 九州弁護士会連合会・大分県弁護士会編『障害者の権利と法的諸問題——障害者自立支援法を中心に』（現代人文社、2008 年）231 頁で述べられている点が、本判決においても認識されているように思われる。
- 7) 長谷川貞之「批判」ひろば 2012 年 9 月号（2012 年）70 頁に同様の指摘がある。
- 8) 西原道雄「生命侵害・傷害における損害賠償額」私法 27 号（1965 年）107～115 頁、同「人身事故における損害賠償額の法理」ジュリ 339 号（1966 年）25 頁、拙稿「逸失利益の批判的検討——生命侵害事例を中心に」法政理論 40 巻 2 号（2007 年）57～93 頁、吉村良一「人身損害賠償額算定に関するいくつかの問題」立命 225 = 226 合併号（1992 年）923 頁。
- 9) 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』（有斐閣、1984 年）113 頁。
- 10) 淡路・前掲注 9）133～136 頁。
- 11) 死傷損害説とは、財産的、精神的な損害額の算定をする際に、すべての損害を一体として評価し、収入の多寡によって極端な個人差が生じないように損害の類型化や定型化を図るべき、とする見解である。